



●3年ぶりに「第36回黒埼まつり」が開催され、翌日清掃活動に参加しました。

8月21日(日)に、新潟ふるさと村では郷土芸能等の競演や、茶豆まつりが開催されました。夜には、3年ぶりに花火大会が開催され、158発の花火が打ち上げられ夜空を彩りました。

また翌日は、信濃川クリーン大作戦と題し信濃川の土手沿いの清掃を行ってきました。理事、青年部をはじめ多くの会員の方から参加していただき約1時間の活動でしたが、多くのごみが拾うことができ、地域の美化に努めることができました。花火大会協賛金、清掃のご参加等ご協力ありがとうございました。



●黒埼商工会商業部会 スタンプまつりの抽選会を行いました。

商業部会では、8月24日(水)黒埼商工会館においてスタンプまつりの抽選会を行いました。スタンプまつりは、7月23日から8月15日にかけて35の加盟店で実施したもので、500円以上の買い物やサービス利用でスタンプ券に加盟店がスタンプを1個、1,000円以上なら2個を押印し、2個分集まると商品券が当たる抽選に応募できる内容で、5,026件の応募がありました。抽選の結果、5千円分の商品券6本、2千円分の商品券30本、千円分の商品券30本他で合計86名の方が当選されました。



- (お知らせ)・商業部会では本年も「年末大売出し」(12月1日～31日)を予定しています。
- 加盟店の募集を10月号で行います。沢山の申込みよろしくお願ひします。

●4商工会青年部合同研修会

社会保険労務士が語る「社長が労務管理で苦労しないためのヒント」

労務管理の難問も、分解すると基本はシンプルなものが多くあります。書類整備の大切さから日々の心がけまで、そのヒントを経営者の心に語りかけます。

■日 時 令和4年10月5日(水) 17時00分～18時45分

■会 場 松のや(西区内野町500 Tel025-262-3377)

■受講料 無料 ■共 催 新潟西・赤塚・豊栄・黒埼商工会青年部

※詳しい内容については別添の申込書をご覧ください。

●無料法律相談のごあんない

最近、法律関係の悩み事はありませんか？(利息の過払い請求・事業承継・従業員との労働契約に関するトラブルなど)弁護士をお招きして法律の相談会を県連にて実施しています。(電話、WEB会話形式)

お気軽にお電話ください。(事前予約制)【開催日時】10月4日(火)、6日(木)、12日(水)、17日(月)

裏面もご覧ください

●令和4年度雇用保険料率変更のご案内です。

令和4年3月に「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が国会で成立し、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの雇用保険料率が変わっています。保険料は下記のとおりです。

令和4年度の雇用保険料率の概要

○令和4年10月1日～令和5年3月31日まで(事業主負担)

- ・一般の事業 13.5/1000(うち労働者負担 5/1000・事業主負担 8.5/1000)
- ・農林水産業等 15.5/1000(うち労働者負担 6/1000・事業主負担 9.5/1000)
- ・建設業 16.5/1000(うち労働者負担 6/1000・事業主負担10.5/1000)

●工業部会「視察研修」の実施について(ご案内)

工業部会では下記のとおり視察研修を実施します。

参加をご希望の方は商工会事務局までお申し込みください。

- ・日時 令和4年11月11～12日(金・土) (一泊二日)
- ・集合・出発 黒埼商工会 午前8時00分
- ・行先 宮城県内の視察
- ・参加費 1人 30,000円前後(当日徴収)
- ・募集定員15名(先着順、定員になり次第締め切ります)

※新型コロナウイルスの感染状況によっては中止する可能性もございます。

詳しくは別紙案内をご覧ください



●よくわかるインボイス対応セミナー 免税事業者もひとつではありません！

2023年10月から適格請求書等保存方式(インボイス)制度が導入されます。消費税の納付が免除されている免税事業者も無関係ではありません。消費税制度の仕組みや、免税事業者が気を付けるべきポイントなどをお伝えし、インボイス方式の概要から実務上対応のポイントについて、分かりやすく解説いたします。

【日時】①9月20日(火) 15:00～ ②11月17日(木) 17:00～ 2回開催(同内容)

興味ある方は、同封してあります参加申込書に必要な事項記載のうえ、商工会まで申し込みください。

●商工会組織の集約化について・・・8月25日 第5回西新潟商工会合併検討協議会開催

第5回合併協議会では、重要な事前協議事項の一つである「役員数及び任期」について協議を開始しました。

また、事務所の並列的な設置について前回の会報でも報告しましたが、検討中であった「主たる事務所」を現 黒埼商工会に設置することとしましたので、次のとおり改めてご説明します。

- ① 事務所の並列設置: 合併後の事務所は、現 黒埼商工会と現 新潟西商工会に置くこととし、現 赤塚商工会には出張所を置くこととしています。2事務所は本所・支所との名称は用いず並列的な位置付けとし、定款上のみ主たる事務所を1か所とすることとしており、現 黒埼商工会に置くこととしました。
- ② 事務所の並列設置に沿った事務局体制: 上記①枠組みに沿って、2事務所と出張所には、事務局として「地域支援室」を置き、現商工会地区を活動範囲とし会員サービスや地域振興等の拠点となります。また、総務や会計業務等を集中的に行い合併商工会全体に関する業務を行う「広域支援室」を別に設置し、現 黒埼商工会に同居する形態をとることとします。事務局の具体的な職員の配置案については、今後検討を進めていくこととしています。

なお、3つの作業部会では、合併後の組織や財政、地域振興などについて具体的な検討を進めており、その検討結果を合併協議会での協議に反映させています。

今後も継続して合併協議会を開催し、具体的な協議事項などの検討を重ねてまいります。協議の経過などにつきましては会報等で随時お知らせいたします。

NICO を
活用してみませんか

まずは総合相談窓口まで
お気軽にお問い合わせください。

NICO 総合相談窓口

☎ 025-246-0025

営業時間9:00～17:30(土日祝・年末年始除く)

✉ info@nico.or.jp

https://www.nico.or.jp/

